

新潟県条例第24号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	位 置	管 轄 区 域	名 称	位 置	管 轄 区 域
新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区	新潟県新潟警察署	新潟市中央区	新潟市中央区（新潟中央警察署の管轄する区域を除く。）
(略)			新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区（ <u>信濃川左岸の区域に限る。</u> ）
(略)			(略)		
備考	(略)		備考	(略)	

(新潟県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 新潟県警察署協議会条例（平成13年新潟県条例第40号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
警 察 署	警察署協議会の名称	警 察 署	警察署協議会の名称
(略)	(略)	新潟県新潟警察署	新潟警察署協議会
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。